

相続

Souzoku tsushin

通信

2022
June

06



相続総合支援センター
いわき相双

〒973-8408 いわき市内郷高坂町砂子田94番地
TEL 0246-27-9110 FAX 0246-27-9118
<https://www.joyokeiei.com/>

なぜ富裕層は節税のために法人を活用するのか？

富裕層と呼ばれる資産家の方々は、節税のために法人を活用されます。今回から数回に分けて、節税のための法人の活用方法についてご説明させていただきます。

なぜ法人化を行おうとするのか

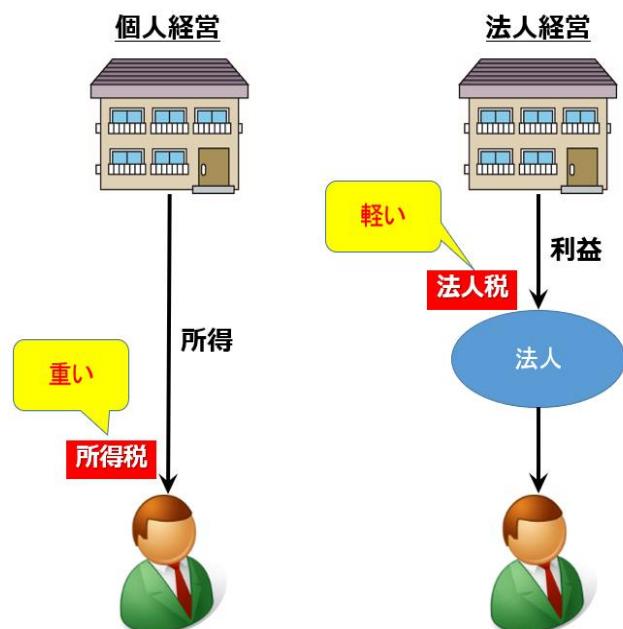
上場企業の大株主、多くの賃貸不動産を持つ地主さん、非上場企業の経営者、医師など高額所得者は、個人財産を所有するために、法人を持っておられます。

非上場企業の経営者であれば、会社そのものが法人であるにもかかわらず、持株会社という法人を追加しようとうします。最近では、サラリーマンの副業の受け皿として法人を持つ人もいるようです。

このように多くの資産家が法人を活用するのは、なぜでしょうか？これは、個人で財産を持つよりも、法人で財産を持つほうが、税負担が減少するからです。稼いだお金に対する所得税、子どもに承継する財産に対する相続税、いずれの税負担においても、法人のほうが軽いのです。

一般的に、株式、不動産など収入を生み出す資産を持っているとき、その収入が定期的に入ってくることによって、個人財産が増え続けます。しかし、それを十分に相殺できる経費がなければ、個人の所得が大きなものとなります。所得金額が4,000万円を超えると、総合課税の税率は約45%、住民税を合わせると約55%です。

【図 個人の所得税と法人の法人税】



この一方で、法人税の税率は、中小法人であれば約30%です。個人と法人の税率の差がとても大きなものであることがわかります。

そこで、この税率差を利用した節税を考えることができます。経費に計上できる支出の範囲が法人のほうが多い、給与として支払うと給与所得控除が使える、家族に給与を支払うと所得税を抑えることができるなど、細かい節税効果も伴います。

いずれにせよ、個人の預金口座でこれ以上お金を増やす必要が無いほどの富裕層の方々は、稼いだお金は法人の預金口座に貯めておけばよいということなのです。

そうすると、個人財産は、個人で所有するのではなく、法人を通じて非上場株式という資産として所有することになります。ここでも相続税の節税効果が出てきます。

同じ財産であっても、個人で直接所有するよりも、法人を通じて間接所有するほうが、税法上の複雑な計算式のおかげで、相続税負担が軽くなるケースが多いからです。

類似業種比準価額を適用、株特外しなど、様々なテクニックがありますが、単純に相続税評価額を計算するだけでも税負担が軽くなっているはずです。所得税を節税して法人にお金を貯め込み、相続税を節税して、法人でパッケージ化したお金を子どもに渡すというのが、富裕層のやり方なのです。



所得税は どれくらい課されるのか

所得 4,000 万円超の個人に課される所得税の最高税率は 45% です。これに加えて、住民税 10% が課され、事業所得のある方には事業税 5% も課されます。

不動産賃貸業であっても、5棟 10 室以上を賃貸していると事業的規模となれば、事業税 5% が課されます。

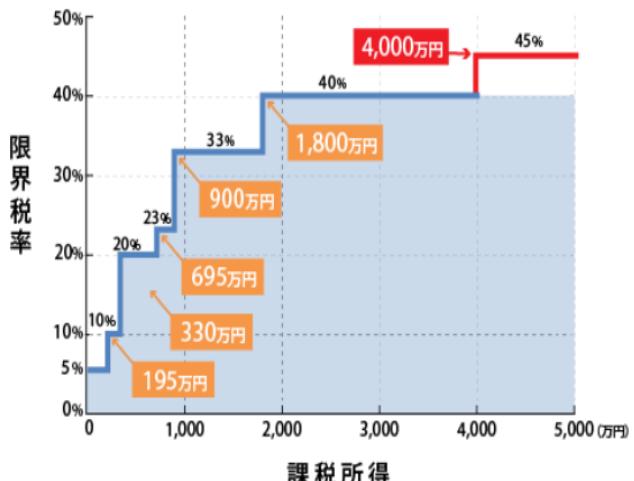


【表 所得税の税率表】

課税所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超える 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超える 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超える 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超える 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超える 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

【図 所得税の限界税率】

所得税の計算には、以下の限界税率が適用され、そこから所得控除を差し引きます。



一方、中小法人に課される法人税、住民税、事業税を集計した実効税率は、2022 年には 33.58% です。個人と比べると約 25% も差があります。

しかし、法人の所得を資産家個人の生活費や趣味の費用に使うことはできません。法人の営

業に関連する支出しか経費計上できないからです。そこで、法人から個人にお金を移すために、給与を支払いますと、これには所得税が課されます。そうすると、法人税と所得税の二重課税となってしまいます。法人税の税率が軽いと、単純に喜ぶことはできないでしょう。

それにもかかわらず、法人を活用されるのはなぜでしょうか。低い税率という理由以外に挙げられる理由がいくつかあります。

一つは、個人で十分な給与所得を得ているため、これ以上お金をもらう必要性が無いことです。もちろん、贅沢な暮らしをしたい、趣味にお金がかかりすぎるなど、もっとお金が必要だという方もいるかもしれません、それは少數派です。

もう一つは、経費計上できる支出の範囲が広いことがあります。

不動産賃貸でも小売業でも何でも構いませんが、同じ事業を営むとしても、個人で営むよりも法人で営むほうが、経費計上できる範囲が広いからなのです。

法人だと これだけ経費に入る！

事業を営むためには、当然に支出が必要です。

個人であれば、日常生活のための支出と事業のための支出を同じ財布で行うため、生活のための家事費と仕事のための経費があります。

この点、同じ支出があったとしても、個人であれば経費計上することができなくても、法人であれば経費計上できるものがあります。

一つは、給与所得控除です。

資産家個人が個人で稼いでもこのような非課税枠はありませんが、法人で稼いで本人やそ

の家族に給与を支払うとすれば、給与所得控除という非課税枠があります。これは経費ではないものの、税負担を軽減する効果があります。

また、家族に係る福利厚生費です。海外旅行の費用は、4泊5日以内であり、従業員数の50%超が参加していれば、従業員の慰安旅行の費用として経費に計上することができます。それに付随して教育研修費を計上することもできるでしょう。

これ以外の支出であっても、個人であれば経費計上できないけれども、法人であれば経費計上できるものがあります。これは、個人事業であれば、事業目的の範囲が狭く限定されているのに対して、法人の事業であれば、その目的の範囲をある程度広く解釈することできるからです。

ただし、領収書をきちんと保管しておき、事業目的との関連性を説明できなければいけません。

次回は、相続税についてご説明します。



出展：

（公認会計士/税理士 岸田康雄著『相続生前対策パーフェクトガイド』『富裕層のための相続税対策と資産運用』より日本ビズアップが編集）

スムーズな事業承継の必要条件とは？

スムーズな事業承継を実現し、 後継者の安定的な地位を確保するため、 自社株を後継者へ集中させます。

■自社株は後継者へ集中させる

(1) 安定した経営権確保の必要性

なぜなら後継者の保有する株式数が不十分である場合、スムーズな経営判断が阻害される恐れがあるからです。株主の権利は、持株比率に応じていくつかの段階があります。持株比率が高ければ高いほど、広範囲で強い権利を決議できるようになります。

安定した経営権の確保のためには、より多くの株式を保有することが必要になります。

■株式の議決権割合と権限

(2/3以上のシェア)

『特別決議（出席株主の議決権の3分の2以上）』が可能になり、営業の全部または一部の譲渡等、定款変更、減資、解散、合併等も決議ができる。また、任期途中の取締役の解任もできる。

(1/2以上のシェア)

株主総会における普通決議（出席株主の議決権の過半数）が可能になり、一般的な決議を決定できる地位を得て、経営権を取得できる。

(1/3以上のシェア)

株主総会における特別決議を阻止することができる（拒否権）。

(2) 自社株式の分散リスク

株式は、配当や残余財産を受ける権利である「財産権」としての性格と同時に、議決権の行使を通じて企業の経営に参画する「経営権」としての性格を有しています。

株主はその議決権の行使等を通じて経営に

参画する権利を有することから、株式が分散すると経営が不安定になるリスクが生じます。

■将来の利益は後継者へ早期に移転する

(1) 株価上昇が相続税に与える影響

安定的に利益を上げ続けている会社の場合、今後の株価の上昇が事業承継に与える影響として、自社株式を後継者に移譲する際の贈与税、相続税、譲渡所得税などの税金が高額になることがあります。

また事業承継の際に、分散した株式を集めようとしたとき、株価が高ければ買い取り費用が高額になります。

そのため事業承継では、株価の高騰に伴う納税費用や買い取り資金等の調達についても承継時期などを踏まえながら、計画的に準備を進めておく必要があります。

(2) 株式移転時期による税額比較

自社株式の事業承継にかかる税金は、その移転時期によって税額が大きく変わります。

事業承継の時期を境として、これまでの株価を清算し、今後の株価上昇の利益は後継者のものとすることが望まれます。それは効果的な相続税対策にもつながります。

(3) 株式の後継者へ移転方法

自社株式を後継者に承継させる方法として、大きく「相続・遺贈」、「生前贈与」、「売却（譲渡）」の3つが考えられます。